

指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社忠英建設	京都府京都市伏見区横大路畔ノ内102-11

## 2 指名停止措置期間

令和5年8月28日～令和5年10月27日（2ヵ月）

## 3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

## 4 事実概要

(株)忠英建設は、審査基準日令和4年3月31日の経営事項審査申請において、既に退職した者を技術者として技術職員名簿に記載した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同条第1項の規定により、令和5年6月27日付けで京都府知事より監督処分（指示）を受けた。

## 5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第13号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 官庁営繕部が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内